

# 調 査 報 告 書

平成 2 9 年 8 月 2 3 日

入札に係る不正行為に関する調査及び再発防止のための委員会

## 【目 次】

第1	はじめに	… 3
第2	調査委員会の設置・調査の概要	… 4
1	調査委員会の設置・開催	… 4
(1)	調査委員会の目的及び役割	
(2)	調査委員会の構成	
(3)	調査委員会の開催実績	
2	社内特別調査班の設置	… 5
3	調査概要	… 5
(1)	刑事事件記録の検討	
(2)	関係者からの聞き取り	
(3)	Y社が受注した他の工事に関する調査	
(4)	全社点検	
(5)	これまでに講じてきた不正行為防止策の実施状況の調査	
第3	本件事件の経過等	… 7
1	本件事件の経過	… 7
(1)	本件事件の経過	
(2)	公訴事実及び適用法令	
2	本件事件に至った当事者の動機や経緯	… 10
(1)	当事者の動機	
(2)	本件事件に至る経緯	
第4	本件事件の問題点（事件発生の要因）	… 14
1	X社社員Aに施工管理業務契約の対象外の業務を実施させていたこと	… 14
(1)	施工管理員の対象業務外の業務の実施	
(2)	契約外の工事に係る施工管理業務の実施	
2	X社社員Aが容易に各種情報にアクセスできる環境にあったこと	… 15
(1)	電子認証鍵（USBトークン）の不適正な使用	
(2)	共有フォルダの不適正な運用	
(3)	社内LANによる内部情報への容易なアクセス環境	
(4)	執務室への入室管理の不備（工事業者が施工管理員の執務室に容易に立ち入り可能であったこと）	
3	施工管理業務に求められるコンプライアンス意識の欠如等	… 17
(1)	X社社員Aのコンプライアンス意識の欠如	

(2)	X社における社員教育の不徹底	
(3)	X社の契約違反	
第5	全社点検等の結果	… 19
1	Y社が受注した他の工事に関する調査内容及び結果	… 19
2	全社点検の内容及び結果	… 19
(1)	調査方法	
(2)	対象者及び回答状況	
(3)	設問及び回答結果	
(4)	全社点検の結果の検証と評価	
第6	その他調査の中で判明した不適切事案について	… 28
1	X社社員Aによるその他の情報の漏えい	… 28
2	請負契約としての施工管理業務契約の不適切な運用	… 29
第7	これまで講じてきた談合等不正行為防止策の実施状況の確認及びその検証	… 30
(1)	実施状況の検証	
(2)	検証結果	
第8	本件事件の問題点（事件発生の要因）を踏まえた再発防止策のあり方について	… 33
1	業務執行体制の強化について	… 33
2	施工管理業務の適正化について	… 33
(1)	発注者側における適正な運用	
(2)	受注者側における履行の適正化	
3	情報セキュリティ対策の強化について	… 34
(1)	電子認証鍵（USBトークン）の管理の徹底	
(2)	入札契約情報の管理の徹底	
(3)	社内LANへのアクセス制限	
(4)	執務環境の改善による情報セキュリティ対策	
4	その他調査の中で判明した不適切事案への対応のあり方について	… 35
(1)	X社社員Aによるその他の情報漏えいについて	
(2)	施工管理業務契約の不適正な運用について	
5	NEXC O中日本社員のコンプライアンス意識の徹底	… 36
第9	まとめ	… 37

## 第1 はじめに

平成28年11月2日、中日本高速道路株式会社（以下「NEXCO中日本」という。）が発注した2件の工事に関し、東京支社横浜保全・サービスセンター（以下「横浜HSC」という。）において施工管理員として業務に従事していた、施工管理業務会社（以下「X社」という。）の社員（以下「X社社員A」という。）が工事会社（以下「Y社」という。）の役員（以下「Y社役員B」という。）に契約制限価格等に関する情報を漏えいし、同社が当該2件の工事を受注していたとして、X社社員A、Y社役員B及び法人としてのY社が不正競争防止法違反の罪で横浜区検察庁により略式起訴された。

当委員会は、NEXCO中日本からの依頼を受け、一連の情報漏えい事件の事実確認と発生要因等の調査を行うとともに、抜本的な再発防止策のあり方の検討等を行ってきた。

今般、当委員会による調査の結果と再発防止策のあり方の提言を取りまとめたので、ここに報告するものである。

平成29年8月23日

入札に係る不正行為に関する調査及び再発防止のための委員会

委員長 山 田 務

## 第2 調査委員会の設置・調査の概要

### 1 調査委員会の設置・開催

NEXC O中日本は、同社が発注した3件の工事（東名高速道路横浜管内跨道橋補修工事（平成26年度）、東名高速道路東京～横浜青葉間コンクリート構造物補修工事（平成26年度）及び東名高速道路横浜青葉～厚木間コンクリート構造物補修工事（平成27年度）。以下「本件工事」と総称する。）に関して、契約制限価格等の情報漏えい（以下「本件事件」という。）が発覚したことを受け、関係者を不正競争防止法違反で神奈川県警察に告訴するとともに、刑事事件の帰趨とは別に、本件事件が入札契約制度の信頼性を損ねる重大な事案であることに鑑み、本件事件に対する調査等の客観性及び信頼性を高めるため、NEXC O中日本と利害関係を有しない外部の有識者に委嘱の上で、平成28年7月29日、「入札に係る不正行為に関する調査及び再発防止のための委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置した。

#### （1）調査委員会の目的及び役割

NEXC O中日本における発注工事に関する情報漏えい及び関連する不適切事案の事実確認及び発生要因等の調査並びに抜本的な再発防止策のあり方の提言を行う。

- ①本件事件の事実確認と発生要因や問題点等の検証
- ②本件事件を踏まえた全社点検の実施と検証
- ③調査の過程で判明した不適切事案の検証
- ④これまでに講じてきた不正行為防止策の検証
- ⑤本件事件の問題点（事件発生の要因）を踏まえた再発防止策のあり方の検討

#### （2）調査委員会の構成

委員長 山田 務（筑波大学大学院教授）

委員 蜂須賀 太郎（弁護士）

委員 伴野 友昭（弁護士）

※ 調査委員会は、調査を円滑に進めるため、委員である2名の弁護士が所属する法律事務所からそれぞれ1名の弁護士を補助者として選任し、調査委員会の職務を補助させた。

#### （3）調査委員会の開催実績

第1回 平成28年8月10日

- 第2回 平成28年9月13日
- 第3回 平成28年11月10日
- 第4回 平成29年2月16日
- 第5回 平成29年4月25日
- 第6回 平成29年5月31日
- 第7回 平成29年8月23日

## 2 社内特別調査班の設置

調査委員会は、発生要因等の調査、全社点検の実施、これまでに講じてきた不正行為防止策の運用状況の点検等を行うことを目的として「入札に係る不正行為に関する社内特別調査班」を設置し、調査等を行わせた。

社内特別調査班の構成は次のとおりである。

(班員)

- 監査部副部長
- 監査部担当リーダー
- 総務本部総務部法務担当部長
- 総務本部総務部法務チームサブリーダー
- 総務本部人事部人事チームリーダー
- 総務本部人事部人事チーム担当リーダー
- 総務本部人事部人事チームサブリーダー
- 総務本部契約審査部入札監視担当部長
- 総務本部契約審査部契約企画チームリーダー
- 総務本部契約審査部契約企画チーム担当者
- 総務本部契約審査部発注審査チームリーダー
- 総務本部契約審査部発注審査チームサブリーダー
- 総務本部契約審査部入札監視チームサブリーダー
- 総務本部契約審査部入札監視チーム担当者
- 技術・建設本部技術管理部技術管理チームリーダー
- 技術・建設本部技術管理部技術管理チームサブリーダー
- 技術・建設本部技術管理部技術管理チーム担当者

## 3 調査概要

### (1) 刑事事件記録の検討

横浜地方検察庁から刑事事件の記録を取り寄せ、刑事事件として認定された事実について確認するとともに、関係者が刑事事件の捜査の中で供述した内容と調査委員会で調査した結果との符合状況等を確認した。

(2) 関係者からの聞き取り

X社社員A、Y社役員B、X社の関係者、Y社の関係者並びに本件工事に関わったNEXCO中日本の社員及び施工管理員（延べ57名）に対し、次の事項について聞き取り調査を行った。

- ①本件事件について
- ②Y社が過去に受注した他の工事について
- ③本件事件に関連する不適切な事項について

(3) Y社が受注した他の工事に関する調査

Y社が過去3年間（平成25年度以降）に受注した他の工事3件について、発注関係資料を検討し情報漏えいに係る事実を調査するとともに、関係社員及び施工管理員に対する聞き取り調査を行った。

（対象工事）

- ①中央自動車道大月管内支承修繕工事（平成24年度）
- ②東名高速道路横浜管内コンクリート構造物補修工事（平成25年度）
- ③東名阪自動車道桑名管内コンクリート構造物補修工事（平成25年度）

(4) 全社点検

本件事件の事実関係、問題点（発生要因）等を踏まえ、施工管理業務の実態や情報管理等に係る全社的な状況を把握し、効果的な再発防止策のあり方の提言を行うことを目的として、全社員及び全施工管理員を対象としたアンケート方式による調査を実施した。

- ①調査期間 平成29年4月4日～4月18日
- ②調査方法 記名式
- ③回収率 社員：81.0%（1,796名／2,216名）  
施工管理員：87.4%（720名／824名）

(5) これまでに講じてきた不正行為防止策の実施状況の調査

本件事件の再発防止策を検討するに当たり、NEXCO中日本がこれまでに実施した入札及び契約に係る不正行為防止策の実施状況について検証と評価を行った。

### 第3 本件事件の経過等

調査委員会において、刑事事件記録や関係者からの聞き取り等によって確認された本件事件の経過等は、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件事件の経過

##### (1) 本件事件の経過

平成26年秋頃、神奈川県警察からNEXCO中日本に対し、Y社に対する捜査のため、横浜HSCに係る発注状況等を確認したいと要請があった。

NEXCO中日本では同要請に応じ、神奈川県警察に対し、関係資料の提出等を行ったが、その過程で、横浜HSCが所掌する工事である東名高速道路横浜管内跨道橋補修工事（平成26年度）において、X社社員Aが、NEXCO中日本から貸与されていたパソコンを使用し、Y社の社員（以下「Y社社員C」という。）に設計単価に近似した単価及び同単価を基に算出された全体金額を記載した資料を、平成26年10月2日にメールで送信していたことが判明した。

当該工事は、競争方式により発注され、平成26年8月5日に入札が行われたものの、入札が不調となったため、不調特命見積協議方式が採用され、近隣の同種工事の施工者であったY社との間で価格協議を行った結果、平成26年10月8日に契約締結したものである。

【発注件名】 東名高速道路横浜管内跨道橋補修工事（平成26年度）

【発注方式】 不調特命見積協議方式

【見積合せ日】 平成26年10月7日

【受注者】 Y社

【契約額】 48,000,000円（税抜）

【工期】 平成26年10月9日から平成27年5月26日まで

また、X社社員Aは、NEXCO中日本が部外秘として扱っていた「土木工事積算要領単価ファイル」を、平成26年10月10日にY社役員Bにメールで送信していたことも判明した。

NEXCO中日本は、上記事実を把握した後、神奈川県警察や顧問弁護士と相談の上、当該事実が不正競争防止法違反に該当するとし、平成27年7月27日、X社社員A、Y社役員B、Y社社員C及び法人としてのY社を被告訴人として、神奈川県警察に告訴した（なお、本件は、平成28年11月2日付けで、横浜地方検察庁によって、嫌疑不十分により不起訴処分となった。）。

平成27年9月11日、神奈川県警察により、横浜HSCに対する搜索差押が行われたことから、NEXCO中日本は、契約責任者である東京支社長を通じて、X社に対し、同年9月14日付けで東名高速道路横浜管内施工管理業務の一時中止を通知した（なお、平成28年7月1日をもって同業務に係る施工管理業務契約は解除された。）。

NEXCO中日本は、その後も神奈川県警察の捜査に協力を続けたが、平成28年に入り、東名高速道路東京～横浜青葉間コンクリート構造物補修工事（平成26年度）及び東名高速道路横浜青葉～厚木間コンクリート構造物補修工事（平成27年度）の2件の工事においても、平成27年1月28日頃及び同年4月27日頃、X社社員AがY社役員Bに対して契約制限価格等に関する情報を漏えいしていたことが判明し、平成28年3月4日及び同年5月30日に、X社社員A、Y社役員B及び法人としてのY社を被告訴人として、神奈川県警察に不正競争防止法違反の罪により告訴した。

告訴事実の概要は、X社社員AがY社役員Bに対して「契約制限価格」（注1）及び「調査基準価格」（注2）を開示し、Y社役員Bは、開示を受けた価格を入札に反映させ、使用したことである。

（注1）「契約制限価格」

競争入札等において、契約内容、仕様書、設計図、数量、その他の条件に基づいてあらかじめ設定した価格で、落札者を決定するにあたっての上限価格をいう。他の公共発注機関においては「予定価格」と称されている。

（注2）「調査基準価格」

競争入札等において、相手方となるべき者の入札価格（入札価格が低い）によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、契約の適否を判断するための調査を実施することとしており、当該調査の実施の基準となる価格をいう。

【発注件名】東名高速道路東京～横浜青葉間コンクリート構造物補修工事（平成26年度）

【発注方式】一般競争入札

【開札日】平成27年2月2日

【受注者】Y社

【契約額】458,454,000円（税抜）

【工期】平成27年2月5日から平成28年9月26日まで

【発注件名】東名高速道路横浜青葉～厚木間コンクリート構造物補修工事（平成27年度）

【発注方式】指名競争入札

【開札日】平成27年4月28日

【受注者】 Y社

【契約額】 520,000,000円（税抜）

【工期】 平成27年5月27日から平成29年5月15日まで

平成28年11月2日、横浜区検察庁は、X社社員A、Y社役員B及び法人としてのY社を略式起訴し、同日、横浜簡易裁判所は、各者にそれぞれ罰金100万円の略式命令を発して、同年11月17日に同命令が確定した。

NEXCO中日本は、平成28年11月7日付けで、X社及びY社に対して、それぞれ5か月間の資格登録停止措置を講じた。

## (2) 公訴事実及び適用法令

平成28年11月2日付けの起訴状及び略式命令によれば今回の事件に関するX社社員A及びY社役員Bの公訴事実及び適用法令は、以下のとおりである。

### ① X社社員Aの公訴事実及び適用法令

公訴事実	第1 被告訴人X社社員Aは 1 前記中日本高速道路株式会社東京支社が平成27年2月2日に執行を予定していた「東名高速道路東京～横浜青葉間コンクリート構造物補修工事（平成26年度）」の一般競争入札に関し、不正の利益を得る目的で、同年1月28日頃、前記横浜保全・サービスセンターにおいて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて、Y社役員Bに対し、前記中日本高速道路株式会社の営業秘密である前記一般競争入札に係る契約制限価格が5億1692万円及び調査基準価格が4億5779万1628円である旨を電話で教示し、もって営業秘密を開示し 2 前記中日本高速道路株式会社東京支社が同年4月28日に執行を予定していた「東名高速道路横浜青葉～厚木間コンクリート構造物補修工事（平成27年度）」の指名競争入札に関し、不正の利益を得る目的で、同月27日頃、前記横浜保全・サービスセンターにおいて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて、Y社役員Bに対し、前記中日本高速道路株式会社の営業秘密である前記指名競争入札に係る契約制限価格が6億7998万円である旨を電話で教示し、もって営業秘密を開示したものである
適用法令	平成27年法律第54号による改正前の不正競争防止法第21条第1項第5号

## ② Y社役員Bの公訴事実及び適用法令

公訴事実	<p>第2 被告訴人Y社役員Bは、被告会社の業務に関し</p> <p>1 不正の利益を得る目的で、前記第1、1記載の開示によって、中日本高速道路株式会社の営業秘密である前記一般競争入札に係る契約制限価格及び調査基準価格を取得した上、平成27年1月30日、東京都Y社事務所において、前記のとおり取得した前記一般競争入札に係る契約制限価格及び調査基準価格を参考にし、入札価格を前記調査基準価格に近似する4億5845万4000円と決定し、被告会社従業員をして、電子入札システムにより同社の前記入札価格を入力させて入札し、もって営業秘密を使用し</p> <p>2 不正の利益を得る目的で、前記第1、2記載の開示によって、中日本高速道路株式会社の営業秘密である前記指名競争入札に係る契約制限価格を取得した上、平成27年4月27日、前記Y社事務所において、入札価格を、前記のとおり取得した前記指名競争入札に係る契約制限価格から算出される重点調査価格（注3）に近似する5億2000万円と決定し、被告会社従業員をして、電子入札システムにより同社の前記入札価格を入力させて入札し、もって営業秘密を使用したものである。</p>
適用法令	平成27年法律第54号による改正前の不正競争防止法第21条第1項第7号

### （注3）「重点調査価格」

競争入札等において、相手方となるべき者の入札価格（入札価格が相当に低い）によっては、当該契約の品質の確保に支障が生じるおそれがあることから、契約の適否を判断するためのより詳細な調査を実施することとしており、当該調査の実施の基準となる価格をいう。

## 2 本件事件に至った当事者の動機や経緯

### （1）当事者の動機

- ① 供述調書によれば、X社社員Aは、Y社役員Bに情報を漏えいした理由について、次のとおり供述している。
- ・Y社役員Bから電話があり工事を絶対に取りたいので積算金額を教えてくださいと言われた。
  - ・Y社には仕事上で何度も技術協力をしてもらい、そのおかげで施工管理員として鼻が高い思いをしていた。その積み重ねから、自分のできる範囲でY社に何かしてやりたいという気持ちが芽生えていた。

- ・Y社には他の業者には感じない協力会社としての友好的なものも感じており、少なからず儲かって欲しいと常日頃から思っていた。
  - ・Y社が取ってくれることで施工管理業務がスムーズにいくと思っていたので、金額を教えてY社に取ってもらうのは、自分にとってもNEXCO中日本にとっても良いことだと考えてしまった。
- ② 供述調書によれば、Y社役員Bは、X社社員Aから情報を受領し、入札に反映させ、使用した理由について、次のとおり供述している。
- ・年初めに行う工事として是が非でも取りたい工事だった。
  - ・（総合評価方式のもとでは）技術評価点が常に上位にいるとは限らないので、価格評価点で満点を取らなければ入札に勝てないと思い、どうしても工事価格は知りたかった。
  - ・自分は営業マンとして概算金額を聞き出すことは営業の一つだと考えている。
- ③ 当委員会が実施した聞き取りにおいても、X社社員A及びY社役員Bは、本件事件の動機について、上記①②で示した供述調書の内容と同内容の発言をしており、当委員会としても、上記①②が本件事件の動機であるものとする。なお、X社社員Aの本件事件の動機は、Y社との信頼関係等感情的なものが主であるところ、本件事件の情報漏えいの動機となり得るような利益の供与については、当委員会としても注視して調査を行ったが、そのような事実を認めることはできなかった。

## （2）本件事件に至る経緯

- ① X社社員Aは、X社が受注した施工管理業務の施工管理員として平成8年から継続して横浜HSCで業務に従事しており、横浜HSCのNEXCO中日本の社員から頼られる存在であった。
- 平成26年6月30日までは、X社が東名高速道路等の大規模改良工事とはく落対策工事に係る施工管理業務を実施しており、X社社員Aは、他の2名の施工管理員とともに当該業務に従事していた。
- ② 平成26年7月1日からは、はく落対策工事に係る施工管理業務はNEXCO中日本の子会社である中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社（以下「エンジ東京」という。）が担当することとなり、X社の業務範囲は、大規模改良工事に係る施工管理業務のみとなった。これに伴ってX社から配置されていた施工管理員は3名から1名に減員となり、X社社員Aのみが同業務に従事していた。

- ③ 上記②のとおり、はく落対策工事に係る施工管理業務はエンジ東京の施工管理員の担当となったが、X社社員Aの経験が豊富であったことや横浜HSCにおいて同工事を担当する部署である改良Ⅱ（以下「改良Ⅱ」という。）の体制が、担当課長のほかは工事の積算経験のない社員と入社後経験の浅い社員だけで、施工管理員が中心にならなければ積算作業が進まない状況であったことから、X社社員Aが、平成26年7月以降も、業務の対象外であるはく落対策工事の積算作業に関与する状態が続いていた。X社社員Aの関与について、改良Ⅱの担当課長は、業務を円滑に進めるためやむを得ないと考え、黙認していた。
- ④ また、そのような状況において、X社社員Aは、本来、NEXCO中日本の社員のみが実施すべきであり、施工管理員たるX社社員Aが関与することはできない、設計書（注4）の出力・チェック業務まで担当していた。
- 設計書は積算システムと呼ばれるシステムで作成されるが、システムのアクセスには電子認証鍵（USBトークン）が必要になる。電子認証鍵（USBトークン）はNEXCO中日本社員用と施工管理員用があり、契約制限価格等までアクセスできるのは社員用だけであって、本来であれば、施工管理員たるX社社員Aは、契約制限価格等にアクセスする権限はないが、X社社員Aは、NEXCO中日本の社員から社員用の電子認証鍵（USBトークン）を借りて権限外のシステムにアクセスし、業務を行っていた。NEXCO中日本では、電子認証鍵（USBトークン）の貸し借りを禁止していたが、改良Ⅱの担当課長は、業務を円滑に進めるためにはやむを得ないと考え、黙認していた。

（注4）「設計書」

競争入札等の実施にあたり、契約内容、仕様書、設計図、数量、その他の条件に基づいて契約制限価格を算出するために作成する資料で、工事概要、工事内訳書、単価表等で構成される。設計書には、契約制限価格の他、調査基準価格及び重点調査価格の情報が記載されている。

- ⑤ また、NEXCO中日本東京支社（以下「支社」という。）では、支社と横浜HSCを含む各保全・サービスセンターとの間で、双方からアクセスができる共有フォルダを作り、そこに電子データ化された設計書を保管し、各保全・サービスセンターから支社への上申手続等に使用されていた。
- NEXCO中日本では、設計書については、積算システムから直接出力し、印刷されたものを受け渡すことを原則としており、電子データ化されたものを受け渡すことは想定していなかった。

しかしながら、積算システムを動かすOS上の機能を用いればPDF等の電子データでの出力が可能であり、支社と各保全・サービスセンターは、同機能を利用して設計書を電子データ化し、共有フォルダで電子データ化された設計書をやり取りしていた。共有フォルダの使用について、関係者は、当初は図面等の大容量データの受け渡しに共有フォルダを使用していたが、便利なことから、設計書の受け渡しにも使用するようになっていた。

⑥ 横浜HSCにおいても、設計書を電子データ化し、共有フォルダによって支社との受け渡しを行っていたが、横浜HSCでは、更に当該電子データを横浜HSC内のアクセス制限のない（すなわち、NEXCO中日本社員、施工管理員を問わずアクセスが可能となる）別の共有フォルダにも保管していた。

⑦ X社社員Aは、東名高速道路東京～横浜青葉間コンクリート構造物補修工事（平成26年度）においては、上記④のとおりNEXCO中日本の社員から電子認証鍵（USBトークン）を借りて、自ら「契約制限価格」及び「調査基準価格」情報を含む設計書を出し、上記⑤の方法で当該設計書を電子データ化した上で、上記⑥の横浜HSCの共有フォルダに保管していた。X社社員Aは、横浜HSCの共有フォルダに自ら保管した設計書の電子データから「契約制限価格」及び「調査基準価格」の情報を得て、複数回にわたり（横浜HSCにおいて何回か積算を見直しているが、その見直しの都度）Y社役員Bに対して同情報を開示していた。

また、東名高速道路横浜青葉～厚木間コンクリート構造物補修工事（平成27年度）においては、X社社員Aは、NEXCO中日本の社員が上記⑥の横浜HSCの共有フォルダに保管していた設計書の電子データから「契約制限価格」及び「調査基準価格」の情報を得て、複数回にわたり（横浜HSCにおいて何回か積算を見直しているが、その見直しの都度）Y社役員Bに対して同情報を開示していた。

⑧ なお、X社社員Aは、上記情報の漏えい以外にも、NEXCO中日本の社内LANを使用して情報を入手する等の方法により、NEXCO中日本の各種通達や人事情報等様々な内部情報を漏えいしていた。中でも特に悪質な事案として、X社社員Aが、Y社役員Bに対し、工事受注会社から提出された技術提案書を漏えいしていたことが確認された。

## 第4 本件事件の問題点（事件発生の原因）

本件事件は、直接的には秘密情報を漏えいした悪意ある者と当該情報を不正の利益を得る目的で不正に使用した悪意ある者によって引き起こされた事件であることは言うまでもないが、調査委員会は、その背景として、NEXCO中日本（及びX社）において、事件発生の原因となったと考えられるいくつかの問題点を確認したので、以下に指摘する。

### 1 X社社員Aに施工管理業務契約の対象外の業務を実施させていたこと

横浜HSC改良Ⅱにおいては、X社社員Aに対し、以下のような、本来同人が実施すべき業務ではない業務を実施させていたことが明らかになった。その結果、X社社員Aに事実上の権限と情報が集中することになり、情報漏えいを誘発する大きな要因になったと考えられる。

X社社員Aに施工管理業務の対象外の業務を実施させた背景としては、本件事件発生時、NEXCO中日本は安全性向上3カ年計画（平成25年度～平成27年度）に取り組んでいた時期であり、はく落対策工事も急務で、業務が増大していたが、横浜HSC改良Ⅱに配置されていたNEXCO中日本の社員は、担当課長のほか、工事の積算経験のない社員と入社後経験の浅い社員だけであり、そのため、施工管理員を中心としなければ積算業務が進まない状況であったことが挙げられる。このように、本来、施工管理業務契約の適正な履行について監督しなければならないNEXCO中日本の体制が脆弱であり、監督機能として機能しないばかりか、施工管理員に依存する不適正な状態となっていた。

#### （1）施工管理員の対象業務以外の業務の実施

施工管理業務とは、NEXCO中日本が発注する工事等の発注準備及び工事施工段階における監督業務の補助を行うものであり、施工管理員が実施する具体的な業務内容は、発注準備においては、積算に必要な現地調査、積算根拠・設計図面・数量表の取りまとめ、積算システムへのデータ入力、監督業務においては、工事状況確認のための立入り・立会い・検査、製作工場に滞在しての立会い・検査、数量の検測等となっている。

発注準備における積算業務にあつては、施工管理員が積算システムを使用して行う業務はデータ入力作業のみであり、データ出力作業は含まれていない。しかしながら、改良Ⅱにおいては、X社社員Aが、NEXCO中日本の社員から社員用の電子認証鍵（USBトークン）を借りて、本来NEXCO中日本の社員が行うべき設計書の出力やチェック作業まで行っており、改良Ⅱの担当課長は黙認していた。

## (2) 契約外の工事に係る施工管理業務の実施

平成26年7月以降、はく落対策工事に係る施工管理業務はエンジ東京の業務とされていたが、X社社員Aの経験が豊富であったことから、改良ⅡのNEXC O中日本の社員やエンジ東京の施工管理員から頼りにされ、引き続きはく落対策工事の積算作業に関してはX社社員Aが関与する状態が続き、契約外の対象工事に係る施工管理業務をX社社員Aが実施しており、改良Ⅱの担当課長は黙認していた。

## 2 X社社員Aが容易に各種情報にアクセスできる環境にあったこと

上記1に記したとおり、X社社員Aに施工管理業務契約の対象外の業務を実施させる状況にあったことから、必然的に本来施工管理員がアクセスすることの許されない積算システムの金額情報にアクセスすることが可能になる等、情報セキュリティの観点からいくつかの問題点が確認された。これらの問題点も情報漏えいを誘発する大きな要因になったと考えられる。

### (1) 電子認証鍵（USBトークン）の不適正な使用

X社社員Aは、積算システムの金額情報にアクセスできる社員用の電子認証鍵（USBトークン）を改良Ⅱの社員から借りて、本来NEXC O中日本の社員が行うべき設計書の出力やチェック作業まで行っていた。改良Ⅱの人員配置は、担当課長のほかは工事の積算経験のない社員と入社後経験の浅い社員だけで、施工管理員が中心にならなければ積算が進まない状況にあったとの改良Ⅱの担当課長の供述があるが、そのような状況があったとしても、このように施工管理員が権限外の行為を行うことは許されるべきものではない。また、改良Ⅱの担当課長は、そのような状況に気づきながらも、業務を円滑に進めるためにはやむを得ないと思い黙認しており、このような対応も極めて不適正であった。

X社社員Aは、東名高速道路東京～横浜青葉間コンクリート構造物補修工事（平成26年度）においては、改良Ⅱの社員の電子認証鍵（USBトークン）を借りて、自ら「契約制限価格」及び「調査基準価格」情報を含む設計書を出し、当該設計書を電子データ化した上で、横浜HSC内の共有フォルダに保管した後、自らが保管した設計書の電子データから「契約制限価格」及び「調査基準価格」の情報を得て、Y社役員Bに対して開示していたことが判明しており、電子認証鍵（USBトークン）の不適正な使用が本件事件の要因であることは明らかである。

## (2) 共有フォルダの不適正な運用

横浜HSCにおいては、NEXCO中日本として想定していなかった設計書の電子データ化を行い、横浜HSC内の共有フォルダにアクセス制限をすることなく当該電子データを保管していたことから、X社社員Aは容易に共有フォルダから情報を取得することが可能になった。設計書の電子データ化は、支社主導で行われた共有フォルダによる支社と事務所間での当該データのやり取りという不適正な運用に起因するものであるが、それだけでなく、横浜HSCにおいて当該データを横浜HSC内の共有フォルダにアクセス制限をすることなく保管していたことは極めて不適正であった。

X社社員Aは、東名高速道路東京～横浜青葉間コンクリート構造物補修工事（平成26年度）及び東名高速道路横浜青葉～厚木間コンクリート構造物補修工事（平成27年度）においては、ともに、横浜HSC内の共有フォルダに保管していた設計書の電子データから「契約制限価格」及び「調査基準価格」の情報を得て、Y社役員Bに対して開示していたことが判明しており、共有フォルダの不適正な運用も本件事件の要因であることは明らかである。

## (3) 社内LANによる内部情報への容易なアクセス環境

施工管理業務を行うに当たり、受注者はNEXCO中日本から業務用パソコンの貸与を受けている。当該パソコンはNEXCO中日本の社内LANとつながっており、掲示板等に掲載された内部情報に容易にアクセスできる環境にあった。X社社員Aは、本件事件に係る情報漏えい以外にも、各種通達や人事情報等NEXCO中日本に関する様々な内部情報を社内LANから入手して漏えいしている事実が確認された。業務の受注者であるとはいえ、グループ会社社員でもない外部の者が社内LANを使って内部情報に容易にアクセスできるような運用は一般の企業では行われておらず、不適切であったと考えられる。

## (4) 執務室への入室管理の不備（工事業者が施工管理員の執務室に容易に立ち入り可能であったこと）

横浜HSCでは、NEXCO中日本社員の執務室が3階に、施工管理員の執務室が1階に配置され、社員の執務室には入退出者を制限・管理可能なセキュリティ設備が設置されていたが、施工管理員の執務室にはそのような設備が設置されていなかった。このため、NEXCO中日本の社員による施工管理員の執務室の管理が不十分であり、工事業者が施工管理員の執務室に容易に入室し施工管理員と接触することが可能であった。この点について、Y社役員Bは「私は、その足でX社社員Aが在籍している1階の部屋に

行くと、たまたまX社社員Aの横並びの席が空いていたので、私は、いつものようにズケズケと室内まで入っていき、X社社員Aの隣の席に座って話しを始めました。」と供述しており、施工管理員の執務室への入室管理に問題があったと考えられる。

### 3 施工管理業務に求められるコンプライアンス意識の欠如等

X社社員Aのコンプライアンス意識の欠如及びX社の社員教育の不徹底という問題点も一つの要因となっている。

#### (1) X社社員Aのコンプライアンス意識の欠如

供述調書によれば、X社社員Aは、「Y社には仕事上で何度も技術協力をしてもらい、そのおかげで施工管理員として鼻が高い思いをしていた。その積み重ねから、自分のできる範囲でY社に何かしてやりたいという気持ちが芽生えていた。」「Y社には他の業者には感じない協力会社としての友好的なものも感じており、少なからず儲かって欲しいと常日頃から思っていた。」等と供述しており、X社社員AとY社の間で、施工管理員と受注者との適切な関係性を逸脱した不適切な関係が形成されたことに大きな問題があったと考えられる。また、X社社員Aは、「(契約制限価格等に関する情報の漏えいに関し)正直、ちょっとした不正をしてもばれないだろうと思った。」という供述もしている。

NEXC O中日本では、高速道路事業の公共性の高さから、施工管理業務契約において、法令等の遵守、秘密の保持を始めとする具体的な遵守事項を仕様書によって細かく指示していたが、X社社員Aはこれを軽視していたものであり、コンプライアンス意識が欠如していたものといわざるを得ない。

さらに、X社社員Aは、Y社からの供給接待のほか、中元・歳暮を供与されていたことが認められる。供述調書では、「工事価格等をY社役員Bに漏えいしたことは、こうした接待等が直接的な動機ではないが、多少は負い目もあった。」と供述しており、いずれにしてもこのような接待等を通じてX社社員AとY社が関係を深めていったことが認められる。施工管理業務に係る契約書や共通仕様書ではこのような行為に対する明確な禁止条項はないが、NEXC O中日本の積算に関わる施工管理員が業者から供給接待や贈答を受ける状況は問題があったと考えられる。

なお、X社社員Aは、平成8年から20年近くにわたり横浜HSCで施工管理員として業務に従事していた。また、X社社員AとY社との施工管理員と工事業者という関係は、Y社が横浜HSCの発注工事の下請負人として工事を施工した平成15年頃から始まり、途中Y社が工事を受注していない期

間はあったものの、本件事件が発覚するまで約13年間にわたり継続していた。このような異例ともいえるべき長期間に及ぶ施工管理業務契約の継続が、X社社員AとY社の間の親密な関係形成の一因とも考えられる。

## (2) X社における社員教育の不徹底

施工管理業務の受注者であるX社は、配置された施工管理員を指導・教育する立場にあるが、同社に聞き取りをしたところ、施工管理員のように会社の外で業務に従事する社員に対するコンプライアンス教育が不十分であったことを認めており、業務委託先による社員教育の徹底がなされていなかったことが確認できる。

## (3) X社の契約違反

施工管理業務基本契約書第14条第1項は「受注者は、直接的に雇用している社員のうちから業務の技術上の管理を行う管理技術者を定めて業務履行場所に設置し、仕様書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。」と規定しており、管理技術者は受注者の正社員でなければならない。これを基礎として、同条第2項において、管理技術者が一部の権限を除いて基本契約等に基づく受注者の一切の権限を行使することができるものと規定されているのである。

しかしながら、X社社員Aは、設計コンサルタント会社（以下「Z社」という。）からX社に出向していた者であり、Z社から給与の差額補てんを受けていたほか、日常的にも連絡を取っていた。X社の正社員でない者を管理技術者とすることは明らかに契約違反であり、不適切であったと考えられる。

## 第5 全社点検等の結果

本件事件の発生を受け、Y社が過去3年間（平成25年度以降）に受注した他の工事3件について、本件事件と同様に、情報漏えいがなかったか等について、発注関係資料を検討し情報漏えいに係る事実を調査するとともに、本件事件の事実関係、問題点（発生要因）等を踏まえ、施工管理業務の運用実態や情報管理等に係る全社的な状況を把握し、効果的な再発防止策のあり方の提言を行うことを目的として、調査委員会は、社内特別調査班に指示し、全社員及び全施工管理員を対象としたアンケート方式による調査を実施した。

### 1 Y社が受注した他の工事に関する調査内容及び結果

Y社が過去3年間（平成25年度以降）に受注した他の工事3件について、発注関係資料を検討するとともに、関係社員及び施工管理員に対し聞き取り調査を行った結果、情報漏えいに係る事実は確認されなかった。

（対象工事）

- ①中央自動車道大月管内支承修繕工事（平成24年度）
- ②東名高速道路横浜管内コンクリート構造物補修工事（平成25年度）
- ③東名阪自動車道桑名管内コンクリート構造物補修工事（平成25年度）

### 2 全社点検の内容及び結果

#### （1）調査方法

社内システムを利用したアンケート調査

#### （2）対象者及び回答状況

社 員：対象者数2,216名中、回答1,796名

施工管理員：対象者数824名中、回答720名

#### （3）設問及び回答結果

（注）設問ごとに回答者の合計数が違うのは、設問に応じて関係者以外（例えば施工管理業務の監督に携わっていない者）を対象外としているため。

① 入札関連情報の管理等の状況に関する質問

【問1 当社の発注案件（工事、調査等、物品、役務等全ての発注をいう。以下同じ。）に関し、入札参加予定者等から、「設計金額」「契約制限価格」「調査基準価格」「入札参加業者名」「参加者数」「発注時期」等の入札関連情報（以下単に「入札関連情報」という。）について教えてほしい旨の働きかけを受けたことがありますか。（共通）】

回答	社員	施工管理員
ある	58	18
ない	1738	702

【問2 当社の発注案件に関し、入札参加予定者等に入札関連情報を教えたことがありますか。（共通）】

回答	社員	施工管理員
ある	0	0
ない	1796	720

- ・入札関連情報を入札参加予定者等に教えたという回答はなかったものの、入札参加予定者等から働きかけを受けたという回答は76名あり、入札関連情報の漏えいに係るリスクが存在しているという実態が明らかになった。

【問3 当社の発注案件に関し、他の社員や施工管理員等が入札参加予定者等に入札関連情報を教えているところを、見たり聞いたりしたことはありますか。（共通）】

回答	社員	施工管理員
ある	1	0
ない	1795	720

- ・他者が入札参加予定者等に入札関連情報を教えているところを見聞きしたことがあると回答した社員が1名いた。
- ・当該社員に詳細を確認したところ、施工管理員が、入札参加会社あるいは工事受注会社の社員に対し入札関連情報を教示しているように見えたという回答であったため、指摘された施工管理員に確認した結果、不正にあたる行為の事実は確認されなかった。

【問 4 入札関連情報を公表前に入札参加予定者等に漏えい（示唆又は教示）することは、入札談合等関与行為防止法に違反することを知っていますか。（共通）】

回答	社員	施工管理員
知っている	1766	697
知らない	30	23

【問 5 入札関連情報の公表前の漏えい（示唆又は教示）の他、具体的にどのような行為が入札談合等関与行為防止法違反に該当することとなるか知っていますか。（共通）】

回答	社員	施工管理員
知っている	842	205
全ては知らないが一部は知っている	892	460
知らない	62	55

- ・入札関連情報の公表前の漏えい（示唆又は教示）が入札談合等関与行為防止法違反に該当することは、ほとんどの回答者が認識していたものの、入札談合等関与行為防止法違反に該当する具体的な事例の全体を把握していると回答した者は半数以下にとどまっている。

② 情報セキュリティ等の状況に関する質問

【問 6 当社の発注案件に係る設計書の管理に関する社内のルール（規程・要領・通達等）があることを知っていますか。（共通）】

回答	社員	施工管理員
ルールの内容まで十分知っている	1032	332
ルールがあることは知っているが、内容は十分には知らない	730	366
知らない	29	22

【問 7 当社の発注案件に係る設計書の管理は社内ルールに基づいて適正に行われていますか。（共通）】

回答	社員	施工管理員
はい	1222	501
いいえ	17	29
ルールを知らない	36	40

- ・相当数の回答者が、設計書の管理に関する社内ルールの内容まで十分に把握できていない状態である。
- ・ほとんどの者が、「設計書の管理は社内ルールどおりに行われている。」と答えているが、「いいえ」との回答も社員が17名、施工管理員が29名と相当数おり、かつ、社内ルールが十分に把握されていない状態での回答結果には疑問が残る。

【問 8 積算システムや工事管理システムにアクセスするための電子認証鍵（USBトークン）を貸し借りすることが禁止されていることを知っていますか。（共通）】

回答	社員	施工管理員
知っている	1248	700
知らない	25	20

【問 9 電子認証鍵（USBトークン）の貸し借りをしたことはありますか。（共通）】

回答	社員	施工管理員
ある	82	93
ない	1047	627

- ・電子認証鍵（USBトークン）の貸し借りが禁止されていることを知らない者がいる。
- ・ほとんどの者が、電子認証鍵（USBトークン）の貸し借りが禁止されていることを認知していながらも、貸し借りの実態としては相当数あった。
- ・貸し借りの内訳は、社員は、「施工管理員に貸した。」と回答した者が最も多く（36名）、施工管理員は、「NEXCO社員から借りた。」と回答した者が最も多かった（56名）。

③ 施工管理業務に関する質問

【問 10 施工管理業務契約に含まれている業務の範囲を把握していますか。（社員）】

回答	社員
把握している	664
概ね把握している	407
把握していない	11

【問 11 施工管理員に、施工管理業務契約に含まれていない業務を実施させたことはありますか。(社員)

ネクスコ社員（施工管理業務の監督員、副監督員、主任補助監督員又は補助監督員として任命されている者）から、施工管理業務契約に含まれていない業務の実施を指示されたことはありますか。(施工管理員)

回答	社員	施工管理員
ある	40	32
ない	1041	145

- ・社員のほとんどの回答者が、施工管理業務契約に含まれる業務範囲については、把握又はおおむね把握しているにもかかわらず、実態としては、業務範囲を超えた業務を実施させるという不適正な運用が見られる。

【問 12 管理技術者以外の施工管理員に対して、直接、業務を指示したことはありますか。(社員)

当社の社員（施工管理業務の監督員、副監督員、主任補助監督員又は補助監督員として任命されている者）から管理技術者を經由せず、直接業務の実施を指示されたことはありますか。(施工管理員)

回答	社員	施工管理員
ある	257	108
ない	824	432

- ・業務の指示は、管理技術者を經由して行わなければならないが、管理技術者を經由せず、「直接指示した（社員）」及び「直接指示された（施工管理員）」ともに相当数あることが判明した。

【問 13 施工管理業務契約における秘密保持の義務に関する条項（契約書及び共通仕様書）を知っていますか。(施工管理員)】

回答	施工管理員
条項の内容まで十分知っている	379
条項があることは知っているが、内容は十分には知らない	323
知らない	18

- ・施工管理業務の秘密保持の義務に関する条項の内容まで認識している施工管理員は、半数程度にとどまっている。

④ 発注に係る事務手続等に関する質問

【問 14 発注案件に係る設計金額の算出及び審査並びに決定（以下「設計金額の算出等」という。）に関わってよい者は、社内ルールによって限定されていることを知っていますか。（共通）】

回答	社員	施工管理員
ルールの内容まで十分知っている	1147	261
ルールがあることは知っているが、内容は十分には知らない	592	406
知らない	52	53

【問 15 設計金額の算出等は、社内ルールどおりに行われていますか。（共通）】

回答	社員	施工管理員
はい	1233	446
いいえ	12	45

- ・相当数の回答者が、設計書の管理に関する社内ルールの内容まで十分に把握できていない状態である。
- ・ほとんどの者が、「設計金額の算出等は、社内ルールどおりに行われている。」と答えているが、「いいえ」との回答も社員が12名、施工管理員が45名と相当数おり、かつ、社内ルールが十分に把握されていない状態での回答結果には疑問が残る。

⑤ 特定企業からの働きかけに関する質問

【問 16 特定の企業から下請として入れるように要求されたことはありますか。（共通）】

回答	社員	施工管理員
ある	25	1
ない	1771	719

【問 17 特定の企業が下請として参入できるよう元請会社に対し働きかけ（斡旋）したことはありますか。（共通）】

回答	社員	施工管理員
ある	8	0
ない	1788	720

【問 18 その他、特定の企業から不当な働きかけを受けたことがありますか。  
(共通)】

回答	社員	施工管理員
ある	7	1
ない	1789	719

- ・下請け斡旋に関する働きかけが少なからずあり、実際に斡旋したと回答した者が8名いた。

⑥ 倫理の保持に関する指針等に関する質問

【問 19 役員及び社員の職務にかかる倫理の保持に関する指針（平成 19 年 5 月 14 日付け中高人第 87 号）において利害関係者との禁止行為が規定されていますが、具体的にどのような行為が禁止されているか知っていますか。（社員）】

回答	社員
ルールの内容まで十分知っている	1288
ルールがあることは知っているが、内容は十分には知らない	483
知らない	23

【問 20 役員及び社員の職務にかかる倫理の保持に関する指針（平成 19 年 5 月 14 日付け中高人第 87 号）に基づく利害関係者と禁止行為とされている行為（供応接待等）をしたことがありますか。（社員）】

回答	社員
ある	1
ない	1795

【問 21 ネクスコが発注した案件（工事、調査等、物品、役務等全ての発注をいう。以下同じ。）の受注者から、供応接待（相手方の費用負担による昼食、夕食、飲食）を受けたことはありますか。（施工管理員）】

回答	施工管理員
ある	17
ない	703

⑦ その他の質問

【問 22 情報漏えい等、入札及び契約手続きにおける不正行為を防止するために、どのような対策を講じることが効果的だと思いますか。具体的な提案があれば自由にご記入下さい。(共通)】

自由意見として1,047名から回答があった。主な意見は次のとおり。

- コンプライアンス意識向上のためのさらなる教育の実施
  - ・社員の他、委託先社員へも教育
  - ・過去の不適切事例等の周知
- 情報管理等に関するルールの更なる徹底
  - ・情報管理等のルールに関する要領等の整理統合
- 事業者との対応ルールの厳格化
  - ・複数者対応等のルールの徹底
  - ・接客場所の限定（セキュリティ対策）
- 施工管理業務の改善
  - ・業務範囲の見直し
  - ・契約期間上限の設定
  - ・違反行為に対するペナルティの強化
  - ・教育実施の義務化
- 積算業務・システムの改善
  - ・積算実行者（NEXCO社員）の限定
  - ・専門部署の設置による集約化・分業化
  - ・積算専用室又は専用端末の設置

(4) 全社点検結果の検証と評価

- ① 問4ないし問7並びに問14及び問15のアンケート結果から、入札談合等関与行為防止法に違反する具体的内容、設計書の管理に関する社内ルール、設計金額算出に係る社内ルール等について、ルールどおりに実施されていないとする回答が一部にある他、十分に理解できていない者が少なからずいるという実態が明らかになった。これらに係る教育等が不十分であると思われ、更なる周知徹底のための効果的な方策について検討する必要がある。

- ② 問8及び問9のアンケート結果から、電子認証鍵（USBトークン）の貸し借りの禁止を知らないとの回答が一部である他、貸し借りの禁止を認知しながら、貸し借りをしている実態が相当数あることが明らかとなった。貸し借りが禁止されていることを認知しながら、なお貸し借りを行ってしまふ原因を探求し、改善のための方策を検討する必要がある。
- ③ 問10及び問11のアンケート結果から、施工管理業務契約の業務範囲に含まれていない業務を施工管理員が実施しているという不適正な運用が少なからず認められ、その原因を探求し、改善のための方策を検討する必要がある。
- ④ 問16ないし問18のアンケート結果から、入札参加予定者等から入札関連情報を教えてほしい旨の働きかけを受けた、下請として参入できるよう要求された、その他不当な働きかけを受けたといった実態があり、情報漏えい等の不正行為に繋がりがねないリスクの存在が明らかになった。一方、このような働きかけを受けた場合は、NEXCO中日本の「倫理行動規準（平成17年・中日本高速道路株式会社規程第21号）の規定により、記録を作成の上所属長に報告しなければならないことになっているが、当該報告がなされていたという事実は確認できなかった。したがって、入札参加予定者等との接見に関するルールやどのような行為が不当な働きかけに該当するか等を改めて社員等に周知徹底するとともに、不正行為を未然に防止すべく、報告を徹底させるための方策を検討する必要がある。

## 第6 その他調査の中で判明した不適切事案について

調査を進める中で、上記第4までに記した、本件事件（告訴対象事案）に係る情報漏えいという問題に関連して、その他の不適切事案が判明したので、以下に指摘する。

### 1 X社社員Aによるその他の情報の漏えい

上記第3の2(2)⑧のとおり、X社社員Aは本件事件に係る情報漏えい以外にも、NEXCO中日本の社内LANを使用して情報を入手する等の方法により、NEXCO中日本の各種通達や人事情報等様々な内部情報を漏えいしているという事実が確認された。中でも特に悪質な事案として、X社社員Aが、Y社役員Bに対し、NEXCO中日本が発注した他の工事（東京支社厚木工事事務所（以下「厚木（工）」という。）が監督する工事）において工事受注会社から提出された技術提案書を、Y社役員Bに漏えいしていたことが確認された。

関係者への聞き取り等によると、事実経過は次のとおりであった。X社社員Aは、Y社役員Bから、「(技術提案書について) どういう書き方をすれば高点数になるのか。」という趣旨の相談を受けた。依頼を受けたX社社員Aは、東京支社厚木工事事務所（以下「厚木（工）」という。）の施工管理員（以下「施工管理員D」という。）に、厚木（工）が監督している工事の受注者がNEXCO中日本に提出していた技術提案書を送付するよう依頼した。送付依頼を受けた厚木（工）施工管理員Dは、当該技術提案書のPDFデータをメールによりX社社員Aに送付した。X社社員Aは、平成27年7月7日、同データをY社役員Bにメールで送付する方法により社外に同データを漏えいしていたものである。

なお、技術提案書は、総合評価方式で発注する工事において、入札参加希望者（工事会社）から提出される、工事目的物、施工方法及び仮設備計画及び工事中における品質確保、安全対策・交通・環境の維持等に係る性能、機能、技術等に関する提案をまとめたものであって、提出された技術提案書は審査・評価の上、点数化（技術評価点）されるものであり、入札参加希望者（工事会社）の工事施工に係るノウハウに関する重要な情報である。また、技術提案書は、「提出者に無断で使用しない。」という条件のもと提出を求めているものであり、入札参加希望者から提出を受けたNEXCO中日本としては、厳重に管理しなければならない重要資料である。

## 2 請負契約としての施工管理業務契約の不適正な運用

X社社員Aが従事していた「東名高速道路横浜管内施工管理業務」には、従来、X社から同人のほか2名の施工管理員が配置され、X社社員Aは施工管理業務の管理や統括を行う管理技術者とされていた。平成26年7月1日からは、X社の施工管理業務の業務範囲が大規模改良工事に係る施工管理業務のみとなったことから、同業務に従事するX社の施工管理員は、管理技術者を兼ねているX社社員Aのみとなった。

請負業務では、発注者が行う業務指示等は直接請負労働者に対して行うことが禁止されており、管理責任者（施工管理業務においては管理技術者が該当）に対してのみ業務指示を行うことができる。この点、厚生労働省・都道府県労働局が発行する「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」によると、「請負業務を行う労働者が1人しかいない場合、当該労働者が管理責任者を兼任することはできず、当該労働者以外の管理責任者又は請負事業主が、作業の遂行に関する指示、請負労働者の管理、発注者との注文に関する交渉等を行う必要がある。」とされている。

X社社員Aは、供述調書の中で「仕事については、改良Ⅱの担当課長らから具体的な指示を受けていた。」「今回問題となった営業秘密の関係でも、NEXCO中日本で情報の管理に関する研修を受けたりもした。」「勤務時間や休日出勤に関しても、NEXCO中日本側から指示を受けていた。」「反対に、X社からは、NEXCO中日本の規約に則って仕事をするよう概括的な指示は受けたが、それ以上に具体的な指示は受けていない。」と述べ、関係者からの聞き取りにおいても、NEXCO中日本社員から、X社社員Aへの業務指示等の存在が確認されたことから、実態として、発注者であるNEXCO中日本社員から、X社社員Aへの業務命令がなされていたとの事実が認められた。また、刑事事件記録中の捜査報告書では、請負と派遣労働者との区別について、X社社員Aは、請負人の従業者ではなく、派遣労働者に該当する旨が報告され、これを受けて、起訴状において、X社社員Aは「中日本高速道路株式会社東京支社横浜保全・サービスセンターに派遣され、同センター保全担当課長らの指揮命令を受けて施工管理業務に従事し」ていたとされており、本件事件を起訴した検察官もX社社員が、請負人の従業者ではなく、派遣労働者に該当するとの判断をしている。

これらのことから、本件施工管理業務契約はいわゆる偽装請負に該当するものと考えられ、労働者（施工管理員）が1名のみの施工管理業務契約を締結したことを含めたX社社員Aの施工管理業務体制は不適正であった。

## 第7 これまでに講じてきた談合等不正行為防止策の実施状況の確認及びその検証

調査委員会は、NEXCO中日本がこれまでに実施した談合等不正行為防止策の実施状況について検証と評価を行った。

### (1) 実施状況の検証

#### ① 入札監視委員会の設置

入札監視委員会については、入札監視機能の強化の観点から、4支社全てに設置するとともに、委員の数を5名から6名に増員（平成17年11月）の上、東京支社・名古屋支社は年3回、八王子支社・金沢支社は年2回の頻度で開催されている。

入札監視委員会では、入札及び契約手続の状況に関して審議され、その審議内容についてはNEXCO中日本のウェブサイトで公表されている。

#### ② 入札方式等の改善

250万円以上の工事は、一般競争入札（一定の参加要件を満たす建設業者であれば誰でも入札へ参加することが可能である制度）を原則としており、入札の透明性と競争性を確保している。また、総合評価方式の拡大や、電子入札を実施することにより、談合防止と品質の確保等にも取り組んでいる。

2016年度における入札方式毎の実施状況等（250万円以上の工事・金額ベース）は、次のとおりとなっている。

##### 【入札方式別実施状況】

- ・一般競争入札 約93%
- ・指名競争入札 約4%
- ・随意契約 約1%
- ・個別契約 約2%

※個別契約とは、競争入札により決定した相手方と予め締結している取引基本契約に基づき、個別工事を発注する都度締結する契約のこと。

##### 【総合評価実施割合】

約99%

##### 【電子入札実施割合】

約88%

### ③ チェック機能の強化の取組み

ア 入札及び契約手続の状況に関する審査・監視機能の権限を有する契約審査部が設置され、入札状況の審査、社内の各部門に対する点検指導、疑義事案に対する調査等が実施されており、談合等不正行為の疑いがある場合は公正取引委員会等へ通報する仕組みとなっている。

イ 談合等不正行為の疑いがないかを確認するために、250万円以上の全ての工事で、入札参加者から工事費内訳書（単価表）の提出を求めている。談合等不正行為の疑いがないか確認するためには、提出された全ての単価表を比較する等により、不自然な状況の有無等を十分に確認する必要があるが、形式的な確認にとどまる等、談合等不正行為の防止に資する十分な確認がなされているとは言い難い状況である。

ウ 情報公開に関しては、入札契約適正化法で定められている工事毎の入札結果、契約締結状況のほか、月毎の主要工種の落札率、年度毎の統計（工種毎の件数、契約金額、入札方式、落札率等を集計したもの）がNEXCO中日本のウェブサイトで公表されている。

### ④ 制裁の強化策

談合等不正行為が発生した場合に受注者から徴収する違約金の率を、契約金額の10%から最大20%に引き上げる（平成17年12月）とともに、資格登録停止措置の最長期間を24カ月から36カ月に延長（平成19年10月）し、資格登録時の総合点数から減点する措置も導入（平成19年4月）されている。

### ⑤ その他の取組み

ア 倫理行動規範の制定や定期的なコンプライアンス教育（入札談合等関与行為防止法に関する講習会等）の実施

イ 入札契約手続に係る情報管理に関するルールの制定

ウ 社内・社外コンプライアンス相談窓口の設置

エ 利害関係企業への再就職規制の導入

## （2）検証結果

① 一般競争入札の導入等の入札契約制度の改善、チェック機能の強化及びコンプライアンス教育等の内部統制については、建設業者側による談合や発注者側が関与する不正行為の防止に資する対策として重要であり、継続して実施すべきである。

- ② 工事費内訳書（単価表）の提出を求めて確認する対応について、入札参加者からの提出は行われているものの、談合等不正行為の有無を確認するという観点では必ずしも十分とはいえない。確認の目的を達するためには、形式的な確認にとどまることのないよう、抽出した案件を重点的に確認する方式の導入やシステム化による効率的な確認システムを構築する等、実効ある取組みとなるよう検討すべきである。
- ③ これまでに講じてきた上記（１）のような談合等不正行為防止のための諸施策は、いずれも、工事入札における入札参加者間での談合等の不正行為の防止を主たる目的とするものであり、これらの不正行為の防止には資するものではあるが、想定場面を異にする本件事件のような情報漏えい等による不正行為の防止には、必ずしも十分な防止策ではない。そのため、今後は、これまでの諸施策を継続、改善を図ることはもちろんではあるが、発注者側における情報漏えい等の防止という視点に立った方策の検討を早急に図る必要がある。

## 第8 本件事件の問題点（事件発生の要因）を踏まえた再発防止策のあり方について

公共発注機関であるNEXCO中日本の工事発注に関する情報の漏えいは、入札契約の公正性を根底から覆しかねない社会的に極めて重大な問題であり、二度とこのような事態が生じることを防ぐよう、抜本的な再発防止策を講じる必要がある。

本件事件では、情報を漏えいした悪意ある者及び不正に情報を入手した悪意ある者による事件であることにとどまらず、NEXCO中日本の施工管理業務の不適正な運用や情報管理の甘さといった問題点を看過することはできないという認識の下、調査委員会としては、以下のとおり再発防止策のあり方を提言するものである。

### 1 業務執行体制の強化について

横浜HSC改良Ⅱにおいては、安全性向上3カ年計画を遂行しなければならない状況下にもかかわらず、積算経験のない者や入社後経験の浅い社員が配置され、結果としてX社社員Aに依存し、施工管理業務の不適正な運用が行われていた。

このような問題は、改良Ⅱの問題にとどまらず、NEXCO中日本の全社的な問題というべきであり、事業の状況に応じた組織体制の構築や適正な人員の配置に取り組むべきである。

### 2 施工管理業務の適正化について

本件事件においては、NEXCO中日本（発注者）における施工管理業務の不適正な運用とX社（受注者）における不適正な履行という問題点が明らかとなったが、全社点検（アンケート）の結果においても、施工管理員に業務範囲を超えた業務を実施させるといった不適正な運用が見られることから、NEXCO中日本（発注者）、受注者双方における施工管理業務の適正化を図ることが重要である。

#### （1）発注者側における適正な運用

施工管理業務の業務範囲をより明確化し、これを逸脱しないよう徹底を図ることが必要である。

- ① 全社員に対して、施工管理業務における役割分担、すなわち、発注者側で行わなければならない業務、受注者側が行うべき業務との役割分担を正確に認識させ、実行させること。

- ② 施工管理業務に携わっている社員に対し、担当している施工管理業務が、上記①の役割分担のとおり実行されているか否かのチェックを励行させること。
- ③ 仮に、不適切な運用が行われている場合には、速やかに是正措置を執ることを励行させること。
- ④ 本件事件の要因の一つとして、異例ともいえるべき長期間に及ぶ施工管理業務契約の継続が考えられることから、施工管理業務の契約期間について、安易に事業を追加し期間を延長するような不適正な運用を改め、事業の変化に応じたスクラップ・アンド・ビルドを徹底させること。

## (2) 受注者側における履行の適正化

現在の施工管理業務基本契約書では、「受注者は、基本契約等が高速道路等の適正かつ構成な運営という目的のもと締結された公共性の強いものであることを理解し、発注者の社会的信用を損なう行為をしてはならない。」と規定しているが、具体的な禁止事項の定めや違反があった場合のペナルティ等に関する規定はない。本件事件及び全社点検（アンケート）を踏まえると、供応接待を受けること等を禁止することやコンプライアンス違反があった場合にペナルティを課すことを具体的に契約書や仕様書に規定するとともに、受注者に対して施工管理員へのコンプライアンス教育の実施を義務付けるべきである。また、管理技術者の配置に係る違反を防ぐための手段として、管理技術者の所属確認をNEXCO中日本が行うことも検討すべきである。

## 3 情報セキュリティ対策の強化について

施工管理員が社内LANを介してNEXCO中日本の内部情報に容易にアクセスできる環境や、施工管理員への積算システムの金額情報にアクセスするための電子認証鍵（USBトークン）の不正貸与、設計金額に関する情報の不用意な共有フォルダへの保管等、NEXCO中日本における情報セキュリティの問題点に対して、電子認証鍵（USBトークン）の貸借禁止の徹底、入札契約情報の管理ルールの厳格化、施工管理員の社内LANへのアクセス制限といった情報セキュリティの強化策を検討し、これを守らせる運用を徹底すべきである。

(1) 電子認証鍵（USBトークン）の管理の徹底

電子認証鍵（USBトークン）の管理を徹底するため、何らかの物理的な対応とともに社員への貸借禁止の再徹底を行うべきである。

(2) 入札契約情報の管理の徹底

共有を目的とした設計書のシステムデータの電子データ化の禁止、入札契約情報の管理ルールや共有フォルダの使用ルールの厳格化等を行うべきである。

(3) 社内LANへのアクセス制限

施工管理員が社内LANを介してNEXCO中日本の内部情報に容易にアクセスできるような運用が不適切であったことから、施工管理員に提供すべき情報とそうではない情報を区分し、後者については、施工管理員が社内LANを介してアクセスできないようにする必要がある。

(4) 執務環境の改善による情報セキュリティ対策

横浜HSCでは、NEXCO中日本の社員による施工管理員の執務室の管理が不十分であり、工事業者が容易に立ち入り施工管理員と接触することが可能であったことから、他の箇所について状況を確認し、セキュリティ確保のための執務環境の改善を図る必要がある。

#### 4 その他調査の中で判明した不適切事案への対応のあり方について

(1) X社社員Aによるその他の情報漏えいについて

当該事案について検証すると、X社社員A及び厚木（工）施工管理員Dとともに、施工管理業務に求められるコンプライアンス意識の欠如が本事案を発生させた要因として考えられる。また、厚木（工）施工管理員Dからの聞き取りによると、同技術提案書は、厚木（工）の施錠されていないロッカーから当該書類を持ち出してスキャンする方法によりデータ化されたか、あるいは、データ化された上で施工管理員にも共有されている共有フォルダから持ち出されたものであり、重要書類である技術提案書の管理状況にも問題があったといわざるを得ない。

したがって、前記2（2）で述べた施工管理業務契約におけるペナルティの強化、受注者による施工管理員教育の義務化といった施工管理業務の履行の適正化対策とともに、NEXCO中日本における技術提案書等の重要書類の管理の方法等を見直すことも必要である。

## (2) 施工管理業務契約の不適正な運用について

NEXCO中日本においては、従前から施工管理業務契約の適正化について対策を講じ、いわゆる偽装請負とならないよう、混在作業の禁止や施工管理員(労働者)への直接の業務指示の禁止等について社員に周知していたが、全社点検(アンケート)の結果からも明らかとなったように、その運用実態は必ずしも適正なものではなかった。また、「請負業務を行う労働者が1人しかいない場合、当該労働者が管理責任者を兼任することはできず、当該労働者以外の管理責任者又は請負事業主が、作業の遂行に関する指示、請負労働者の管理、発注者との注文に関する交渉等を行う必要がある。」というルールについても認識できている者は僅かだったことがうかがわれる。

したがって、NEXCO中日本はこのことを重大に受け止め、施工管理員が1人で管理技術者を兼務することを禁止する旨の社内ルール化、施工管理業務契約を監督する社員に対する教育の徹底等、施工管理業務契約の適正運用について改善措置を講じる必要がある。

## 5 NEXCO中日本社員のコンプライアンス意識の徹底

全社点検等の結果から、入札談合等関与行為防止法に違反する具体的内容に対する理解が不十分であること、入札予定者からの入札関連情報を教えて欲しい等の不当な働きかけに対してどのように対応しなければならないのかについての理解が不十分であることが明らかとなった。

入札契約の公正性を維持するためには、社員の倫理・綱紀の保持にかかるコンプライアンス意識の徹底が不可欠であり、そのための社員教育をより充実させることが必要である。

## 第9 まとめ

本件事件は、入札契約の公正性を根底から覆しかねない問題を含んでおり、高速道路事業という極めて公共性の高い事業を担うNEXCO中日本に対する社会からの信頼を揺るがす重大事件である。

当委員会は、NEXCO中日本からの要請を受け、刑事事件記録の確認、各委員による関係者からの直接の聞き取り、全社点検（アンケート）の実施によるNEXCO中日本の全社的な問題点の把握等、必要な調査を実施し、これまで7回の委員会を開催し審議してきたところであり、その結果を調査報告書として取りまとめ、NEXCO中日本に提出するものである。

当委員会としては、NEXCO中日本が、本調査報告書を踏まえ、直ちに具体的な再発防止策を検討し、速やかに実行に移すとともに、全社における本件事件の周知や再発防止策の取組み状況のフォローアップを行う等、再発防止に向けて全社一丸で取り組み、また、その結果を公表することにより、社会からの信頼を回復することを期待して、本調査報告書のまとめとする。